

【課題】

日本政府は、ロシア軍によるウクライナでの多数の民間人の殺害は重大な国際人道法違反であり戦争犯罪であるとして厳しく非難し、ウクライナ国民への支援を行うとともに、金融措置や貿易措置等のロシアに対する経済制裁を行った。また、国際的な大企業は、早々とロシアでの操業を中止した。

基本的人権の尊重を憲法の三大原則の一つに掲げる日本において、国内での人権問題はこれまでもよく議論されてきた。近年は、国際人権との関連、特に他国での人権問題についての議論が増えてきている。

筒井清輝『人権と国家』（岩波新書・2022年、以下「本書」）を読み、下記の2点について合計で3000字～3600字のレポートにまとめなさい。

- 1 本書において、筆者は、現代の国際人権とそれまでの人道主義とを区別する二つの柱は、「人権普遍性の原理」と「内政干渉肯定の原理」と述べる（本書52頁）。筆者が述べる「人権普遍性の原理」と「内政干渉肯定の原理」の内容をそれぞれ説明しなさい（30点）。
- 2 筆者は、国際人権の実効性を肯定的に見るにしろ、否定的に見るにしろ、国際人権の現実的な理解をベースに、過剰な期待も悲観もすることなく、人権機構の影響力を向上する地道な努力が求められると述べる（本書161頁）。国際人権の実効性について、あなたの考えを論じなさい。また、国際人権の発展に貢献するため、今後日本（国家・企業・市民社会・個人等）が取り組むべき具体的課題（国内・国外を問わない）を一つ挙げ、どのように対応すべきか、あなたの考えを論じなさい（70点）。